

新 事 聞

時事新報

ビスマルク侯議員に機はある
機の電報に據ればビスマルク侯は
議員に謀撲されたり云ふ事は之

如何ん難し勿論の事にして始めより撰舉を希望するの候補者たりしに相違あかるべし抑も僕が昨年春宰相の職を辭したる原因は諸説紛々として殆んど歸着する所を知らざりしがども要するに老病等の爲りに自から好んで骸骨を語ふたるにあらず皇帝は英邁にして親らんと欲し輿論も亦從來の首相專擅の内閣を好まず既に立憲政體を以て國政とする以上は其本色に從て統治主義の内閣あらんみとを欲するが故に止むを得ず辭職したるに外あらず左れば退隱の後に至りては外面より國政を攻撃して容赦あく遙に世上の人をして僕は在職のとき常に新聞紙の裁判官たりしが今日は却で政治の搶聞者に變じたりと評せしむるに至れり思ふに俟は今之政略に満足せず乃公出でされば國家を如廻んとの心を以て輿論を惹起し再び政權を掌握せんが爲めに斯く諱る所あく陸續攻撃したるものあるべし。僕又近頃の風説は専ら僕の議員云々の事を傳へ柏林にて家屋を買入れたるも其詔ありと云ひハノーヴルより櫻舉されあれば必ず承諾するならんと云ひ嘆す折柄、果して今回の推挙であれば前以て用意せし事概ね測り知るに足るべし

ビ侯果して議員であれば孰れの政黨に屬すべきや其等
相たりし時に當りては暫て運命と共にしたる政黨なく
唯政府提出の議案を通過せしむれば足れりとして時の
宣きに従ひ敵も味方も擇々よく政黨は特權の足代の如
し石にても樹にても可なりと自から公言せし程あれば
社會黨などを除くの外は敢て親疎の別あるべしとも思
はれず元來ヘノーヴルは中央黨の本據にして其首領ウ
ィンドホルスト氏は先頭死去したるが故に或は其後を
受くる事あらんか左るにても同黨は舊教の勢力を恢復
せんとするのみあらずヘノーヴル國の獨立を再興せん
とする目的なるに然るに同國は前年侯の政略を以て
舊帝西に合併せられて獨立を失ふたるものあれば今日
に至りても容易に侯を推戴するみどあかるべし尚ほ其
上に今度侯の撲擧されたる區は同じヘノーヴルの内に
ても中央黨の勢力最も大なる所にわらず前年の撲擧に
は國民自由黨が最多數を得たりとの事されば侯の在職
の幾年に之を依頼したる事とを合せ考へて或は同黨と
御結託する心にはあらざるか撲擧者の種類を詳にす
れば被撲者去就も自ら明白なるべしと雖も是等は
猶豫に接したる後あらでは知る可らず兎に角に侯が當
機に任せて議院に入るときは假令へ宰相たりし舊時
國々本ら少どするも其勢力は以て議場を壓するに足る
可しと我輩の窮に信する所なり

荷爲替返納金	六五、一六、四三、一九	國債元利爲償	一九七七一六四〇
官債金圓換來米	六、六六一、一〇三三	票據代其他各款 費爲替拂	二八二一八三三八
毅民布幣却代逆爲營金收入	九、四六四、〇〇一	銀圓金圓收代	三二、八九三、二九六六
預ヶ金利子	四〇八、四〇四	本邦へ回金	四、八九八八四九四
小計	八一、六九四、八七一	轉	八〇六〇〇
本邦より回金	四、三〇八、八四八	還捐物及常用 貸付金へ移換	一四〇九九三

各廳費金等に充用し尙ほ時價を配量して外國市場の金銀地金を購收し又は爲替を以て本邦に回金したる等明治二十三年三月迄に悉く結了したるが去る明治十年七月より同二十三年三月迄海外預け金の收支額を統計すれば其收入額の總計は八千六百萬三千七百十九圓餘七として其支出額も亦之に同じ即ち左の如しと云ふ

が正貨増殖の一方便として政府自から之を買收して輸出を實行し來りたるが爾來漸次海外に輸出したる米穀昆布の石數は百二十一萬六百二石にして其原價は七百三萬四千四十七圓餘あり斯くの如くして海外に於ける收入金は外國債の元利支拂金又は軍艦の購入代其他

もしたり今明治十三年十月海外荷爲替法の創始より同
二十二年三月に至る迄紙幣を以て支出したる外國荷爲
替取組高を就計すれば總計六千六百五十二萬二千九百
七十三圓にして其内外に於て返納高六千五百十六萬
一千四百三十三圓又内地にて返納を許したる高は百三十
六萬千五百四十一圓餘ありとす元來海外荷爲替は重に

て十四年に至り更に百萬圓を増して総合四百萬圓を爲したるは政府は始めて紙幣整理の目的を定め一方には直に紙幣を消却し一方には其兌換準備に充つべき正貨の増殖を勵むるに在り其後明治十七年に至り海外爲替は内國人にのみ取組むも充分多額あらず之を外國人にも許すとすれば從て正貨回収の舉速に其功を奏する所以ト西洋ハナダカヒテ行ふ事也

け入れ等ばら外國債爲替資金に使用せしめ其海外に於ける賣却代正貸は之を準備金へ收得し以て一方には直輸者を獎勵し又一方には在外公麻諸費外國債償還金等の爲め故らて送金と爲するの要と某らも二度つゝ